

1丁		裁判所									
年号	出生地	現住所	本籍	氏名		旧氏名	年月日	昭和三十六年三月二十五日	序	名	
				月	日						
平成二	三	六〇	一〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会				わた	なべ	
四	四	六三	四	京都大学法学部卒業					渡	部	
一一	一	六一	三	司法修習生を命ずる	最高裁判所				勇	次	
福島簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に任命する	六二	一二	司法修習生の修習終了					ゆう	じ	
福島簡易裁判所判事に兼ねて任命する	兼ねて福島家庭裁判所判事補に補する	判事補に任命する	判事補に任命する	大阪地方裁判所判事補に補する	最高裁判所						
最高裁判所	内閣	内閣	内閣	福島地方裁判所判事補に補する							

2丁		裁判所		年号	月	日	事項	庁名
		平成五	三	二五	四	一	東京簡易裁判所判事補に補する	最高裁判所
		八	六	一一	一一	一一	平成五年四月一日から平成六年三月三十日まで旭化成工業株式会社において平成五年度裁判官国内特別研究（民間企業長期コース）研修員として研修を行うことを命ずる	
		四	四	一二	一一	一一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	
		一	一	最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる	最高裁判所事務総局広報課付を免する	兼ねて最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる	
				最高裁判所事務総局秘書課付を免する	最高裁判所事務総局秘書課付を免する	最高裁判所事務総局秘書課付を免する	最高裁判所事務総局秘書課付を免する	
				最高裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所判事兼判事補に任命する	
				大阪簡易裁判所判事に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	
最高裁判所				内閣	内閣	内閣	内閣	

3丁								裁 判 所		
										年 号
								平成 八	一 一	四
								月 日	事 項	内 閣
								二〇一〇	二二三	金融危機管理審査委員会事務局次長代理兼務を命ずる
								一〇四	一	大阪特別業務部指導課総括調査役に昇任させる
								二五五	二三二	金融危機管理審査委員会事務局次長代理兼務を命ずる
								一〇五	一〇一	総務部広報室兼務を命ずる
								二五三	二二三	金融危機管理審査委員会事務局次長代理兼務を免じ
								一三一	一一四	金融再生部兼務を命ずる
								一三三	一一一	辞職を承認する
								一四四	一一一	簡易裁判所判事兼判事補に任命する
								一五五	一一一	大阪簡易裁判所判事に補する
								一六六	一一一	大阪地方裁判所判事補に補する
								一七七	一一一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に
								一八八	一一一	渡 部 勇 次
								一九九	一一一	内 閣
								二〇〇	一一一	預金保険機構

裁判所									最高裁判所	渡部勇次
年号	月	日	事	項	内閣	内閣	内閣	内閣		
平成一二	四	一	東京簡易裁判所判事に補する							
一七	一〇	九	東京地方裁判所判事補に補する							
四	一五	八	判事に任命する							
一	一六	一	東京地方裁判所判事に補する							
一七	一一	一	最高裁判所事務総局經理局主計課長を命ずる							
四	一九	一	最高裁判所事務総局經理局主計課長を免じ							
一	二九	一	最高裁判所事務総局經理局總務課長を命ずる							
東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局經理局總務課長を命ずる	最高裁判所事務総局經理局長大谷剛彦海外出張不在	中最高裁判所事務総局經理局長の事務代理を命ずる	最高裁判所事務総局經理局長大谷剛彦帰国につき最	最高裁判所事務総局經理局長の事務代理を免ずる	最高裁判所事務総局經理局總務課長を免ずる	最高裁判所事務総局經理局總務課長を免ずる	最高裁判所事務総局經理局總務課長を免ずる	最高裁判所	最高裁判所

5丁	裁判所									渡部 勇次
	年号	月	日	事項	東京高等裁判所	内閣	府名			
平成一九 一一〇 四 一	平成一九 一一〇 四 一	一一〇 四 一	一一〇 四 一	東京地方裁判所判事の職務代行を命ずる 簡易裁判所判事に兼ねて任命する	東京地方裁判所	内閣	東京高等裁判所	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院
平成二〇 一一一 四 一	平成二〇 一一一 四 一	一一一 四 一	一一一 四 一	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所	内閣	最高裁判所	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院
平成二一 一一二 四 一	平成二一 一一二 四 一	一一二 四 一	一一二 四 一	任期は平成二十一年十月三十一日までとする 平成二十一年司法試験（新司法試験） 考査委員に任命する	任期は平成二十一年十月三十一日までとする 平成二十一年司法試験（新司法試験） 考査委員に任命する	法務省	最高裁判所	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院
平成二二 一一三 四 一	平成二二 一一三 四 一	一一三 四 一	一一三 四 一	任期は平成二十二年十月三十一日までとする 平成二十二年司法試験（新司法試験） 考査委員に任命する	任期は平成二十二年十月三十一日までとする 平成二十二年司法試験（新司法試験） 考査委員に任命する	法務省	最高裁判所	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院
平成二三 一一四 四 一	平成二三 一一四 四 一	一一四 四 一	一一四 四 一	任期は平成二十三年十月三十一日までとする 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了	任期は平成二十三年十月三十一日までとする 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了	法務省	最高裁判所	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院





裁 判 所		年 号	月	日	事 項	序 名
令 和	二	九	八	水 戸 地 方 裁 判 所 判 事 に 補 す る		
				水 戸 地 方 裁 判 所 長 を 命 ず る		
				水 戸 簡 易 裁 判 所 判 事 に 補 す る		
				水 戸 簡 易 裁 判 所 に お け る 司 法 行 政 事 務 を 掌 理 す る 者		
				に 指 名 す る		
				東 京 高 等 裁 判 所 判 事 に 補 す る		
				東 京 簡 易 裁 判 所 判 事 に 補 す る		
				東 京 簡 易 裁 判 所 判 事 に 指 名 す る		
				部 の 事 務 を 總 括 す る 者 に 指 名 す る		
				部 の 事 務 を 總 括 す る 者 に 指 名 す る		
				東 京 地 方 裁 判 所 判 事 に 補 す る		
				東 京 地 方 裁 判 所 長 を 命 ず る		
					最 高 裁 判 所	